

School Accidents and Legal Obligation for Safety —In Case of Extracurricular Physical Activities—

**学校事故と安全配慮義務
—部活動と呼ばれる体育クラブ活動の場合—**

**Yuichi Marumo
Adjunct Professor
National Graduate Institute for Policy Studies**

**7-22-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8677 Japan
e-mail:adm001@grips.ac.jp**

February 16, 2010

Abstract

Though the statistics of National Agency for the Advancement of Sports and Health show that the population of children and the students decreases, the number of school accidents tends to increase.

Physical activities are inseparable from various dangers. The cases related to school accidents of extracurricular physical activities is one of the most difficult fields of interpretation of judicial precedent. Leading precedent has not been established yet.

The purpose of this paper is to clarify judicial standard which judges legal obligation for school safety by analyzing judicial precedent after 1998.

As a result of analysis of twenty-one judicial precedents, this paper gives suggestions some rules which school teachers and principals should follow in case of extracurricular physical activities.

1 はじめに

積極的な身体運動を伴うスポーツは、それ自体に一定の危険性が内在している。部活動と呼ばれる課外クラブ活動中の事故に関する判例は、学校事故に関する判例中最も難解な分野を占めるものであり、いまだ判例の傾向も固まっていなるといわれている。その原因の一つは、課外クラブ活動の法制が不明確なところであり、他の一つは、判例が、萎縮しないクラブ活動の在り方と被害者救済との狭間に立って、多種多様な具体的安全配慮義務の価値基準を統一的に把握しかねていることにあると分析されている¹。

体育クラブ活動については、その活動の性質上、身体、生命に対する危険を伴うものであるから、生徒を指導監督する顧問教師については、危険から生徒を保護するために、常に安全に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務があるとされている（最高裁第一小法廷判決、平成9年9月4日、平6（オ）1237号）。

課外クラブ活動中の事故に関して顧問教諭に安全配慮義務違反の過失が存するかどうかの問題となった事案において、各裁判例は、当該クラブ活動の内容とそれに内在する危険性、危険を回避ないし軽減するための指示や物的設備の有無、事故に遭った生徒等の技能、体力及び体調、右生徒の学年や年齢等の様々な要素を総合的に考慮して判断していると指摘される²。

本稿は、平成9年の最高裁判決に依拠しつつ、部活動と呼ばれる体育クラブ活動に関する平成10年以降の判例を分析し、指導教諭や校長の安全配慮義務の認定基準について、明らかにしようとするものである。

2 安全配慮義務と損害賠償請求

「安全配慮義務」とは、契約関係を典型とする広い意味での社会関係に入った者の間で、特に強者の側が弱者の生命健康財産等について配慮すべきであるとする、民法第1条第2項に規定された信義誠実の原則（「信義則」）から導かれる一般的な義務である。学校ないし教師と生徒との間の学校における関係が、この安全配慮義務の適用される社会関係に含まれることは、異論なく認められている。また、この社会関係が契約関係に限らないことから、私立学校であると国公立学校であるとを問わず、安全配慮義務の適用の対象となる³。課外クラブ活動中の事故に関して、校長や顧問教諭の管理監督上の責任を問うための法律構成として、「安全配慮義務」違反の主張が認められると、被害者は管理者から損害賠償を

¹ 判例タイムズ 955号、126ページ

² 檜山麻子「市立中学校の生徒が課外クラブ活動としての柔道部の回し乱取り練習中に負傷した事故について顧問教諭に指導上の過失がないとされた事例」『平成10年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊、1005号、116ページ）

³ 坂田仰、星野豊編著『学校教育の基本判例』（学事出版、2004年、89ページ）

受けられることになる。

「安全配慮義務」違反すなわち校長や顧問教諭の過失が認定されるためには、事故の「予見可能性」と「結果回避可能性」がともに成立しなければならない。事故の「予見可能性」とは、事故の発生を具体的な事情の下において、一般的・客観的に認識でき、予見すべきであったにもかかわらず、予見しなかったことである。「結果回避可能性」とは、結果を回避することが可能であり、回避する義務を負わせることが社会的に妥当と判断されるかということである。特定の事故において、顧問教諭などの「予見可能性」が認定されても、「結果回避可能性」が認められない（例：事故と結果の相当因果関係がない）場合には、損害賠償請求は認められないこととなる。

国公立学校における教育活動は、国家賠償法第 1 条第 1 項にいう「公権力の行使」に該当するというのが、最高裁の一貫した解釈である。さらに、最高裁第二小法廷判決（昭和 58 年 2 月 18 日）は、「課外クラブ活動であっても、それが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭を始め学校側に、生徒を指導監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない。」と判示して、学校教育における正規の教育過程ではない任意の活動である課外クラブ活動についても、教諭等は、事故の発生を防止するための一般的な注意義務を負うことを示している。

したがって、国公立学校における課外クラブ活動中の事故に係る損害賠償責任の法的な根拠は、事故原因が顧問教諭や校長の「安全配慮義務」違反の場合には、民法の特別法である国家賠償法第 1 条（公権力の行使）となる。課外クラブ活動に使用する設備・器具の不具合が事故原因の場合には、同法第 2 条（公の営造物の設置・管理の瑕疵）となる。

一方、学校法人（私立学校）の事故に係る損害賠償責任の法的な根拠は、事故原因が教諭や校長などの「安全配慮義務」違反の場合には、民法第 709 条（不法行為による損害賠償）により、教諭や校長などに請求することができる。事故原因が学校法人の責任に帰する場合において、「在学契約」の債務不履行ととらえれば同法第 415 条（債務不履行による損害賠償）となり、土地の工作物等の所有者責任を問われれば同法第 717 条となる。

民法第 715 条第 1 項は、「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と規定している。この既定により、学校法人が教諭の「安全配慮義務」違反に関し、使用者責任を問われる場合がある。同条第 2 項により、校長などが「使用者に代わって事業を監督する者」として、教諭の「安全配慮義務」違反に関し、責任を問われる場合がある。また、事故の加害者が責任無能力者

である児童・生徒である場合、親権者に代わり責任無能力者を監督する者（校長など）が、同法第 714 条第 2 項により、損害賠償責任を負う場合がある⁴。

3 平成 10 年以降の判例分析

課外クラブ活動中の事故に係る損害賠償責任が争われた訴訟を日本法総合オンラインサービスである Westlaw Japan も用いて検索すると、以下のとおりである。

(1) 県立高校生が全国高校ボクシング選抜大会に参加し脳挫傷等により死亡した事案

（水戸地裁、平成 10 年 12 月 16 日、平 8（ワ）704 号）

死亡した高校生は全国高校ボクシング選抜大会県選手会兼県選手権大会に参加し、他高の選手らと試合を行ったが、試合の終了直後、突如気分の悪さを訴えて倒れ、救急車で病院に搬入されたが、数日後、頭部打撲に基づく急性硬膜下血腫及び脳挫傷により死亡した。そこで、原告は、本件大会を主催した茨城県アマチュアボクシング連盟と共催者茨城県高等学校体育連盟に対しては、①運営日程についての安全配慮義務違反、②試合前の診察による結果回避義務違反、③試合会場における専門医師の配置義務違反、④専門病院との連携義務違反があったと主張し、また、高校設置者である茨城県に対しては、引率の教諭には、ボクシングの試合に参加する生徒の生命・身体の安全に対する配慮義務の違反があったなどと主張し、被告に対し損害賠償を請求した⁵。なお、死亡した高校生は、当時通学していた高校にボクシング部がなかったことから、ボクシングジムに通って、同ジムの会長の指導の下でボクシングの練習を続けていたものである。

本判決は、①本件大会の日程自体に無理があったとまでは認められない、②大会で行われていた検診においても相当程度まで脳の状態を検査することができた、③主催者は、事故に備えて、専門病院に協力を依頼していた、④試合会場に医師が配置されなかったが、脳に異常が発症した場合には、専門病院に搬入して手術を受けさせるしか方法がない、⑤生徒の父親である原告は、当時の学校長に対し、本件大会の参加許可願を提出し、万一事故が生じた場合には原告らが責任を負うと申し出た、⑥これを受けた学校長は、教育的配慮から本件大会参加を許可したという事情から、主催者・共催者・学校側の不法行為に基づく損害賠償責任を認めなかった。

本件は、校外のボクシングジムに通って練習を続けていた特異な事案であり、主催者・共催者とは異なり、学校にかかわる安全配慮義務に関する示唆は、特段ないものと思料す

⁴ 日野一男編著『学校教育から子どもを守る－判例に学ぶ教師の実践マニュアル－』（農山漁村文化協会、2006 年、38 ページ）参照

⁵ 判例タイムズ 1046 号、212 ページ参照

る。

(2) 国立大学空手道部の夏季合宿中に熱射病になりその結果精神分裂病になった事案

(長崎地裁判決(確定)、平成11年1月12日、平6(ワ)392号)

本判決は、次のように述べ、空手道部顧問教官の過失を否定した。

- ①大学における学生は、成人又はそれに近い存在であって、自己の行為及びその結果については自分で判断し対処する能力を備えているといえる。
- ②課外活動は本質的に学生が自主的に行うものであるから、学生の運営に委ねられるべき面が大きく、顧問教官といえども、常に活動内容の詳細まで把握した上で、学生に対し個別具体的な指導をすべき義務があるとはいえない。
- ③ある程度のトレーニングを積んだ「部員」だけが参加することを前提としてもなお参加者の間に熱射病等にかかる者が出るということが明らかに予想されるというほど過酷なものとはとはいえない。

本判決の特徴は、①大学生の自己対処能力を認定し、②大学における課外活動の自主性を尊重したところにある。

(3) 県立高校野球部員がフリーバッティング練習中に負傷した事案

(神戸地裁尼崎支部(確定)、平成11年3月31日、平9(ワ)926号)

この事案は、打球が防球ネットの損傷箇所を通過し、野球部員が負傷したものである。本判決は、防球ネットの損傷を知らず、安全性に対する注意を怠った指導教諭の過失を認定した。本判決は、運動部の安全管理体制について、競技に使用する設備・用具に安全上の不具合がないか否かを定期的に点検する必要性を強調しているといえよう⁶。

(4) 県立高校生がホッケーの大会でスティックにより頭部の傷害を負った事案

(山口地裁(確定)、平成11年8月24日、平7(ワ)246号)

県高等学校ホッケー選手権大会の試合中に、原告は対戦相手の選手がボールを打撃した際のスティックによる右こめかみへの直撃を受け、重度の後遺障害を負った。本件は、原告、その両親らが、高校教諭ら過失があるとして、損害賠償を請求したものである。

山口地裁は、ホッケー部副顧問(実習助手)について、①原告が車内で吐いた時点で頭

⁶ 判例タイムズ1011号、229ページ参照

部打撲に起因する症状悪化の徴候があり、速やかに専門医に搬送するなどの処置をとるべきである、②それをなすことが不可能あるいは困難であったとは認められないとして、原告の頭部に生じた損傷による被害の拡大を阻止しなければならないという事後措置義務を怠ったものとして、過失があると認定した。

本判決は、適切な救護体制の確立に警鐘を鳴らしているといえよう。

(5) 私立高校の柔道部練習場において清掃中にプロレス技をかけられ重傷を負った事案

(横浜地裁、平成 13 年 3 月 13 日、平 11 (ワ) 2054 号)

本判決は、①慣行として顧問教諭の指示によって行われることになっている部室及び格技修得のための設備の清掃等の行為も部活動に含まれる、②先輩部員個人の認識としては、ふざけ合い遊戯行為⁷であっても、違法性があるとし、③柔道部では練習の前後に毎日危険なプロレスごっこが行われていたにもかかわらず、柔道部の監督をしていた教諭が、その実態を認識、把握せず、柔道部員に一律にこれを禁止するなどの措置を取ったことはなかったと判示し、柔道部監督の過失を認定し、学校側に安全保護義務違反があると判示した。なお、部活動において、本来生徒の自主性を尊重すべきものであることはもとよりであるが、高校生が一般的に有する判断能力を前提として、なお事故発生の危険性が認められる場合には、生徒らの自主的判断にすべて委ねるのではなく、生徒の自主的な活動に内在する危険性について、生徒自身の判断能力の不十分さに配慮した教育上必要とされる指導監督を行うべきであると判示した。

本判決の意義は、学校事故の責任を教師個人の注意義務違反ではなく、学校組織全体としての安全保護義務違反を認定した点にある。

(6) 中野区立中学で水泳部の練習中プールに飛び込み負傷し後遺障害が残存した事案

(東京地裁 (確定)、平成 13 年 5 月 30 日、平 10 (ワ) 1585 号)

この事案において、中野区はいわゆる部活動と呼ばれる課外のクラブ活動であって、生徒の自主的、主体的な練習という面が極めて強いなどとし、水泳部顧問らには安全配慮義務違反はない旨主張して争った。

これに対し、東京地裁は、①水泳部顧問教諭は上級生が事故の原因となったフラフープ

⁷ 児童・生徒間の遊戯中の事故については、当該遊戯が一般的に容認されているものであること、事故が当該遊戯に通常伴うものと認められることの二要件が備われば、違法性が阻却される (判例タイムズ 1116 号、256 ページ)。

を持ち出していたことを認識していた、②顧問教諭として当日の練習に立ち会い、フラップを持ち出した上級生に対し事情によっては使用を禁止するなどして、生徒が危険な行為に及んだり、生徒に危険が生じたりしないよう生徒の身体の安全に配慮すべき注意義務があったと判断し、水泳部顧問教諭の安全配慮義務違反を認定した⁸。

本判決は、①中学生には、大学生のような自己対処能力は備わっていない、②水泳部の安全管理体制について警鐘を鳴らしたものと見えよう。

(7) 都立高校でラグビー練習中傷害を負い身体障害者等級一級の後遺障害が残存した事案

(東京地裁、平成 13 年 11 月 14 日、平 11 (ワ) 7295 号)

一般に、課外のクラブ活動（いわゆる部活動）については、それが本来生徒の自主性を尊重すべきものであることにかんがみれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立ち会い、監督指導すべき義務までを負うものではないと解すべきである（最高裁第二小法廷、昭和 58 年 2 月 18 日、昭 56 (オ) 539 号)。

本判決は、上記最高裁判決を引用し、高校のラグビー部における練習のすべてが最高裁判決が指摘する「特段の事情」に該当すると判断するのは相当ではなく、そこで行われる個別の練習について、事故当時の具体的な事情に照らして、その該当性を判断すべきであると判示した。

そして、東京地裁はこの事案について、

- ①「モールゲーム」それ自体は、比較的、危険発生の可能性の低い練習である
- ②練習に参加している部員以外にも、安全上の配慮からゲームを中断できる態勢にあったと認められる
- ③事故当日までの練習、殊にモールの練習において、部員の身体、生命の安全を脅かすようなことが行われていた、又はそのようなことがあったという形跡を認めることはできない
- ④顧問教諭の 28 年間にわたるラグビー指導歴の中でモールプレーを起因として入院加療を要する傷害を負ったのは原告のみである

という事実を認定し、「モールゲーム」について、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することは困難であり、「特段の事情」を認めることはできないと判示し、ラグビー部の顧問教諭及び OB らを通じた安全配慮義務違反が認めなかった。

⁸ 判例タイムズ 1071 号、160 ページ参照

本判決の特徴は、安全配慮義務をつくすためには、①練習計画の立案にあたり段階的な指導方法を採用しているのか、②練習時に適切な監視体制・救護体制を構築しているのか、③顧問教諭に要請される科学的知見を（事故当時の水準で客観的にみて）有しているかが重要であることを強く示唆していることである。

(8) 市立中学でソフトボール打撃練習中に自己のトスした相手の打球を顔面に受けた事案
(千葉地裁（確定）、平成 14 年 4 月 22 日、平 11（ワ）1675 号)

千葉地裁は、下記の事実を認定し、指導教諭には過失がないとして、学校側に対する賠償請求を認めなかった。

- ①指導教諭は、その練習のほとんどに立ち会って指導していること。
- ②段階的な練習方法により継続的に実施してきたこと。
- ③練習方法についても、通常必要とされる指示、説明をしていたこと。
- ④途中で入部した原告に対しては集中的に指導し、その結果、入学当初から練習してきた生徒と同等の技術水準に達していること。
- ⑤一般にスポーツに内在している一定程度の危険性以上の危険性を有する練習方法であるということはいえないこと。
- ⑥防具をつけさせたり、防護フェンスの陰からトスを上げさせることが、一般的であるとの証拠はないこと。

本判決の教訓は、①指導教諭として練習に立ち会っているか、②練習に際し段階的な指導方法を採用しているのか、③当該競技で必要とされるルールを遵守しているのか、④途中で入部した部員（技量の劣る者）について特段の配慮をしたかということである。

(9) 14 歳の生徒がレスリングの練習試合で重傷を負い後遺症が残った事案
(東京地裁、平成 14 年 5 月 29 日、平 9（ワ）25473 号)

本件は、原告が被告学校法人アメリカン・スクール・イン・ジャパン・フアウンデーションが開設するアメリカン・スクール・イン・ジャパンのレスリング部の部員として同部の練習中、同部の部員ではない者とレスリングの試合をした際に傷害を負ったことについて、同部のコーチに安全配慮義務違反の過失があったとして、コーチに対しては不法行為により、学校法人に対しては不法行為の使用責任により、学校の総校長に対しては不法行為の代理監督者責任により、損害賠償を求めた事案である。

本件に関し、東京地裁は、下記の事実を認定した。

- ①格闘技であるレスリングには、本来的に一定の危険性が内在している。
- ②競技者間の公平と安全の見地から、重量級の等しい競技者の中で競技を行うことが要請されているにもかかわらず、対戦相手は原告より約 14.5kg も重く、原告よりも 5 階級程度上の階級である。
- ③対戦相手は原告との間に交流がなく、レスリングの対戦をしたこともなかった。
- ④対戦相手のレスリング技能が原告と対戦させるに足るものであるか否かを確認していない。

東京地裁は、本件試合には、事故が発生する危険性が相当に存在し、かつ、いったん事故が発生すれば、原告が負傷する危険性も存在していたものと判示した。したがって、コーチは、生徒が本件試合において受傷することが予見可能であり、安全配慮義務違反がある。コーチ、校長（代理監督者）、アメリカンスクール（学校法人）に不法行為責任を認めた。なお、生徒（中学生相当）の対戦希望があったからといって、安全配慮義務の負担を免れるものではないと、判決は指摘している。

本判決からは、①当該競技で必要とされるルールを遵守しているのか、②校長などの管理職は（事故当時の水準で客観的にみて）安全管理上有益な情報を校内に伝達しているのかという教訓が得られる。

(10) 市立中学でラグビー練習中に熱中症に罹患して死亡した事案

（神戸地裁（確定）、平成 15 年 6 月 30 日、平 13（ワ）2175 号）

神戸地裁は、①当日は熱中症の発生を注意もしくは警戒すべき気象状況にあった、②生徒が通常人であれば容態が悪いことを容易に認識できるほど明らかに異常な兆候を示していた、③生徒自身が顧問教諭に対して直接体調の悪いことを訴えていたという事情から、顧問教諭は生徒が熱中症を発症していることを十分に予見ないし認識できたはずであり、安全配慮義務違反の過失があったとして、学校側の国家賠償責任を認めた⁹。

本判決から得られる教訓は、①気象条件などの外部環境に対応した適切な練習方法であるのか、②適切な救護体制を構築しているのか、③指導教諭に要請される科学的知見を（事故当時の水準で客観的にみて）有しているか、④熱中症などの疾病に特有な兆候を（専門医ではなく体育の指導者として）見逃していないか、⑤本人が体調の不具合を申告できる雰囲気であるのかということである。死亡した生徒は、経験の浅い中学一年生であった。

⁹ 判例タイムズ 1208 号、121 ページ参照

高校生・大学生と比較し、顧問教諭には、より高い安全配慮義務が求められているといえよう。

(11) 市立中学のクラブ活動の性質・内容とは関係のない野球大会待機時間中の事故

(広島高裁、平成 15 年 12 月 25 日、平 15 (ネ) 91 号)

本件は、控訴人の所属する市立中学校野球部が野球大会に出場すべく学校外の会場に赴いた際、会場付近の公園内で待機中に、野球部員である生徒らが控訴人に向けて投げたドングリが控訴人の右眼に当たり、右眼角膜穿孔と外傷性白内障の傷害を負い、視力低下・調節障害等の後遺障害が残ったとして、控訴人が、中学を開設している市に対して国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害賠償を請求した事案である。

本判決は、本件事故は、クラブ活動の性質・内容とは関係のない待機時間中の生徒間の悪ふざけ、いたずらに起因する事故であるから、当時の具体的状況にかんがみて、事故が発生する具体的な可能性を予見できる「特段の事情」がない限り、顧問・引率の教諭が野球部員らの動向を常時監視・監督していなかったとしても、安全配慮義務を怠った過失があると評価することはできないと判示した。そして、第一審認定の事実によれば、

- ①野球部員らは、対外試合で学校外に出掛けた経験が比較的多く、その際、本件事故以前には教諭やキャプテン・副キャプテン等の指導・注意等により部員や他人にけがをさせるような問題行動を起こしたことがないこと
- ②本件事故の前日にも同じ待機場所で待機させたが格別の問題は生じなかったこと
- ③待機場所は部員らがけがをする危険があるような構造物などはないこと

から、「特段の事情」があったと認めることはできず、賠償請求を否定した。

さらに、報告義務について、顧問・引率の教諭は事故後 10 日から 2 週間程度、野球部員から話を聞くなどし、事故後原因等を調査するとともに、その調査結果に基づいて図面を作成し、控訴人の親権者に説明したため、顧問・引率の教諭の報告義務違反は認められないと判示した。

本判決の意義は、クラブ活動の性質・内容とは関係のない生徒間の悪ふざけ、いたずらに起因する事故については、特段の事情がない限り、部員らの動向を常時監視・監督していなかったとしても、顧問・引率の教諭に安全配慮義務を怠った過失はないことである。

(12) 少年工科大学で銃剣道部の合宿中ランニング直後に急性心機能不全で死亡した事案

(東京地裁、平成 16 年 12 月 1 日、平 14 (ワ) 16128 号)

①陸上自衛隊少年工科大学の隊員たる生徒は年少であって、自らの行動の適否を判断する能力が劣っている、②生徒は寄宿舎で生活しており、親元から切り離されている上に、③生徒本人に激務休の指示が出ているにもかかわらず、訓練を行う場合には、本人の体調を的確に把握するための適切な処置を講じる一般的な義務が指導員らにあると判決は指摘している。

しかしながら、①ランニングを始める際の生徒の顔色や態度に特段の異常は見られなかったこと、②ランニングの距離やスピードが比較的軽度なものであること、③気象条件は極端に高温とまではいえないこと、④身体の異常を示す兆候が現れたとは認められないし、最後にスパートをかけていることから、指導員らに急性心機能不全の予見可能性がないと述べ、原告の賠償請求を棄却した。

本判決からは、①本人の体調を的確に把握するための適切な処置を講じているのか、②本人の既往病歴を把握しているのか、③気象条件などの外部環境に対応した適切な練習方法であるのかの 3 点について、教訓が得られる。

(13) 県立高校ラグビー部の対外練習試合後、熱中症により死亡した事案

(佐賀地裁、平成 17 年 9 月 16 日、平 12 (ワ) 352 号)

佐賀地裁は、①対外練習試合後のアフター練習開始の時点において、既に熱射病の前駆症状ともいえるべき熱疲労の症状に陥っていたことが十分推認できること、②アフター練習開始前に改めて部員の体調確認をしたり、十分な休憩をとった節は窺えないこと、③十分な監視を怠ったまま、アフター練習を命じたこと、④異状発生後さらに、200 メートルのランニングを 2 回命じたことから、監督には注意義務に違反した過失¹⁰があると判示した。

本判決は、①気象条件などの外部環境に対応した適切な練習方法であるのか、②本人の体調を的確に把握するための適切な処置を講じているのか、③本人が体調の不具合を申告できる雰囲気であるのか、④指導教諭に要請される科学的知見を（事故当時の水準で客観的にみて）有しているかという点について、重要性を強調しているものと思われる。

¹⁰ コーチは、主に監督の指揮の下でその指導方針に従う補助者に過ぎず、義務違反があるとはいえないと判示

(14) 県立高校でゴロ捕り練習中の野球部員にノック練習の球が当たり負傷した事案

(名古屋地裁（確定）、平成 18 年 11 月 28 日、平 17（ワ）2831 号）

本判決は、①事故発生時は、同一グラウンド内でノック練習とゴロ捕り練習が同時に行われている状況であり、事故の発生は具体的に予見し得た、②顧問兼監督の教諭が与えるべき注意は一般的な注意では足りず、ゴロ捕り練習に参加する野球部員の動静に対する安全確認を徹底するよう注意する義務が課せられているとし、顧問兼監督の教諭の注意義務違反を認めた¹¹。

本判決の教訓は、同一の練習区域で複数の種類の練習を実施している場合は、安全への配慮から「特段の事情」に該当し、一般的な注意義務より高度な注意義務が課せられることがあるということである。

(15) 私立高校の相撲部員が強化合宿に参加中に熱中症で倒れ、翌日死亡した事案

(福岡高裁、平成 18 年 12 月 14 日、平 18（ネ）384 号）

本件は、私立高校の相撲部員が県高等学校体育連盟等の主催する強化合宿に参加中、熱中症を発症して死亡したことにつき、高校生の両親である控訴人らが学校法人に対して在学契約上の債務不履行又は民法 715 条（使用者責任）に基づき、相撲部監督に対して民法 709 条に基づき、それぞれ損害賠償を求める事案であり、福岡高裁は、以下の事実を認定した。

- ①死亡した生徒は平成 15 年 7 月 29 日から同月 31 日にかけて入院していたものの、ほぼ治癒するに至っていたものであって、熱中症との関連性を窺わせる証拠はないこと。
- ②同人は、退院後の同年 8 月 1 日から同月 4 日にかけてインターハイが行われた長崎県平戸市に赴き、同大会に出場したり、稽古をするなどしている。他の生徒と比べて、同人の体調について特に配慮すべき状態にあったものということとはできないこと。
- ③本件事故当日の稽古内容がそれまでに同人が参加してきた合宿等におけるもの比べて負担の大きなものであったものと認めるべき証拠はなく、同人以外の合宿参加者が体調不良を訴えていたような事情もないこと。
- ④本件稽古時の気候が熱中症の「警戒」レベルであったとしても、稽古をしていた時間帯に気温が急に上昇した事実もなく、また、当日の気温は 8 月としては比較的低かったうえ、台風の影響で強い風が吹いていたことからすれば、稽古を続けたこと自体に過失があるとは認め難いこと。
- ⑤相撲部監督は、本件相撲場の各所にスポーツ飲料や水を配置し、いつでも飲めるよう

¹¹ 判例タイムズ 1241 号、189 ページ参照

にし、現に同人を含む生徒達は自由にこれを飲んでたこと。

- ⑥稽古中に同人の気分が悪くなることがあったとしても、それ自体は、運動中に一般的に起こり得ることであって、そのことが直ちに熱中症を疑うべき兆候であるとまではいえないこと。
- ⑦相撲の場合、例えばラグビー等のように、屋外である程度長時間にわたって継続的に動き続ける競技とは異なり、屋内で、かつ、小刻みに休息をとり得るものと推認できること。
- ⑧同人は、当時 17 歳の高校生だったのであり、自らの判断で休息をとり、水分を補給することも可能であったと考えられること。

その上で、相撲部監督が上記のほかにも、一定時間毎に強制的に学生に休息をとらせ、また、水分を補給させるなどしていなかったとしても、過失があるものとまで認めることはできず、また、死亡した生徒について個別のメニューを作成し、他の生徒と異なる稽古方法をとらせるべきであったということもできないと判示し、私立学校の債務不履行ないし不法行為責任を否定した¹²。

本判決の争点は、①気象条件などの外部環境に対応した適切な練習方法であるのか、②本人の体調を的確に把握するための適切な処置を講じているのか、③熱中症などの疾病に特有な兆候を（専門医ではなく体育の指導者として）見逃していないかである。注目すべきは、当時 17 歳の高校生は、大学生のように成人と同様な判断能力を有していると認められる余地があることである。

(16) 道立高校の一年生が新人戦に参加しボートの転覆によって溺死した事案

(札幌高裁、平成 19 年 2 月 23 日、平 18 (ネ) 12 号)

本件は、ボート部の活動としてボート競技の新人戦に参加した高校生がボートの転覆によって溺死した事故について、高校生の親（第一審原告・被控訴人）が、引率教諭等の安全配慮義務違反を主張して高校の設置者である北海道（第一審被告・控訴人）に対し損害賠償を請求した事案である。

札幌高裁は、引率教諭等の安全配慮義務について、大会主催者が参加者に負う安全配慮義務とは異なる部分があるので、引率教諭等が安全配慮義務を負わないとか、義務が軽減されるとすることはできないと判示した。

そして、①ボート競技の危険性（ボート競技は、自然水面上で行われるスポーツであり、

¹² 判例タイムズ 1241 号、179 ページ参照

特に球技や屋内競技等に比して、気象等の自然条件の影響により事故が発生する可能性が高い。事故が発生した場合の救助活動にも制約があり、直ちに生命や身体の危険につながるおそれがある。)、②死亡した高校の一年生のボート競技歴(新人であること)、③新人戦主催者らによる待機・練習中の参加者に対する監視、監督が十分とは言えない状況にあったこと、④本件事故当日の気象予報及び本件事故現場付近水域の風の特性等の事情、⑤これらに対する引率教諭等の認識や認識可能性を勘案し、風の影響を受けやすい本件事故現場付近においては、技量が十分ではないと考えられる艇が転覆し、強風の影響や、そのような緊急状況において冷静な判断、対処ができないために、新人の高校生が艇につかまることができずに溺れてしまうという事態が予見可能であり、引率教諭等には、危険性周知義務があったと認定した。

さらに、引率教諭等が危険性周知義務を尽くしていれば、事故が発生することはなかった高度の蓋然性が認められるため、注意義務違反と死亡との間には相当因果関係があり、損害賠償請求を認めた。

本判決は、競技主催者らによる監視・監督の体制が十分とは言えない状況においては、引率教諭等に相当高度な安全配慮義務(例えば危険性周知義務)が求められていることを示している。

(17) 市立高校でアメリカンフットボール部の練習中に傷害を負い死亡した事案

(京都地裁、平成19年5月29日、平17(ワ)1262号)

本件は、市立高校のアメリカンフットボール部の練習中に急性硬膜下血腫の傷害を負い死亡した生徒の両親が、顧問の教諭に注意義務を怠った過失があると主張して、国家賠償法1条に基づき損害賠償を求めた事案である。

まず、京都地裁は、以下の理由により、顧問の教諭には、同部の指導にあたり、安全に配慮すべき注意義務を怠った過失があると認定した。

- ①アメリカンフットボールは、数あるスポーツの中でも、高度の危険性を内在している。
- ②本件オクラホマ練習のごとく、参加者同士の身体の衝突を不可避とし、生徒の身体・生命に危害が加わる危険性が特に高い練習を行わせる場合には、その指導にあたる教員には、特に高い注意義務が要求される。
- ③成長過程にあり頸部の筋力も未熟な高校生がアメリカンフットボールを行う場合には、大学生や社会人が行う場合にも増して、頭部の衝突から生じる危険につき、より

一層の注意が払われなければならない。

- ④本件事故当時の一般的・平均的な高等学校の部活動におけるアメリカンフットボールの指導水準の下でも、指導者においてヒッティングフォームの指導を徹底することにより急性硬膜下血腫等の頭部外傷発生の危険を軽減することができることの認識を持つことは十分に可能であった。
- ⑤顧問の教諭は、主として、戦術面での有利さを考えて正しいヒッティングフォームの指導をしている。

顧問の教諭には注意義務を怠った過失があるが、①単純型の急性硬膜下血腫は、比較的軽度の衝撃でも発生しうること、②頭部よりも手を先に相手の身体に当てる正しいヒッティングフォームで当たっても、頭部が相手の身体（頭部を含む。）に当たること自体は避けられないこと、③生徒がどのような態様で急性硬膜下血腫の原因となる頭部打撲を被ったのかについてその具体的な状況を認めるに足りる証拠が存在しないので、顧問の教諭の過失と生徒の死亡との因果関係を肯定することはできないと判示し、原告の請求を棄却した。

本判決によって、①顧問の教諭に要請される知見は、事故当時の水準で客観的・科学的にみて正確なものである必要性、②練習法は生徒本人の体力・体格に応じたものである必要性が強調される。

(18) 市立中学校でハンドボールの夏期練習中に熱中症に罹り死亡した事案

(名古屋地裁一宮支部、平成 19 年 9 月 26 日、平 16 (ワ) 459 号)

本件は、市立中学のハンドボール部の男子生徒が、夏期練習中に熱中症に罹り死亡したところ、男子生徒の両親らが、ハンドボール部顧問の教師及び校長に過失があるとして国家賠償法 1 条 1 項に基づき市に対して損害賠償を請求した事案である。

本判決は、「少なくとも平成 12 年以降には、夏期の部活動等における熱中症予防について、愛知県や被告において問題として取り上げられ、愛知県ないし被告から管内の各学校に周知がされるようになっており、文部科学省においても、少なくとも平成 15 年以降には、全国の各学校に周知がされるようになっていたことからすると、本件練習当時、部活動において、部活動顧問は、部員が熱中症に罹患しないように防止すべき注意義務を負い、また、熱中症に罹患した場合には、応急処置を行う、救急車を要請するなど適切な措置をとるべき義務を負っていたというべきであり、校長については、部活動顧問がこのような注意義務を履行できるように指導すべき義務を負っていたというべきである」と指摘する。

また、本判決は、夏期の部活動において部活動顧問が熱中症を予防する注意義務を履行

したか否かについては、①部活動が行われた環境、②暑熱馴化の有無、③練習内容、④休憩、給水の頻度や有無、⑤部活動顧問が認識し得た生徒の体力差、肥満であったか否かを含めた体格差、性格等の生徒の特性等を総合考慮して判断すべきであると述べている。

そして、顧問の教師は、①肥満である死亡した生徒に対してトレーニングの軽減などの措置を講じる、②リスクファクターを抱えた生徒を基準として全体の練習内容を決める、③熱負荷の少なくないトレーニング中には、生徒にこまめに声をかけるなどその表情等を観察し、より多く休憩や給水を指示するなど肥満に配慮した予防措置を講じる必要があった。しかしながら、気温 31℃を超える暑熱環境下で熱負荷の大きいランニングやダッシュを行うにつき、十分な予防措置を講じたとは認められないので、部顧問の教師には、部員の生命・身体等に対する危険を予防すべき注意義務に違反していると判示した。

さらに、①気温に応じて練習内容を変更するような体制作りを校長が指示したことはない、②顧問の教諭らが本件練習当時肥満がリスクファクターであることを知らなかったことから、校内において、熱中症を予防するような体制が確立していたとは認め難いので、校長の注意義務違反を認定した。

本判決の教訓は、①気象条件などの外部環境に対応した適切な練習方法であるのか、②生徒の体力差・体格差に応じた練習法であるのか、③指導教諭に要請される科学的知見を（事故当時の水準で客観的にみて）有しているか、④校長などの管理職は安全管理上有益な情報を校内に伝達しているのかである。

(19) 市立中学校の剣道部仮入部期間中に横に振った竹刀により右眼に障害を負った事案

（仙台高裁、平成 20 年 3 月 21 日、平 19（ネ）447 号・平 19（ネ）471 号）

本件は、市立中学校の剣道部での活動中に、他の生徒が横に振った竹刀が原告の右眼部分にあたり、その結果、原告が右眼視力の低下、右眼内斜視などの障害を負ったことについて、原告が、被告に対し、部活動における指導監督義務違反などを主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づいて、損害賠償の支払いを求めた事案である。

第一審判決（仙台地裁、平成 19 年 9 月 27 日）は、①仮入部期間中は正式入部後の部活動と比べて、各練習日にどのような仮入部生が入部しても危険のないような練習を計画した上で、当日の仮入部生の入部状況に関心を持ち、部活動中の事故が発生しないよう適宜指導することが必要であり、②仮入部生が竹刀をバットのよう横に振るなど本来の用法とは異なる用い方をしているのを発見したならば、直ちにこれを中止させるとともに、以後、このような行為を厳禁することを部員を含め練習参加者に周知徹底すべき義務があり、

③職員会議への出席等、顧問教諭において直接仮入部生を指導監督することに差し支えがあるときには、予め部長に上記の内容を徹底するよう指示しておくべき義務があると判示した。

しかしながら、部活動の顧問教諭は、①仮入部期間中の練習にほとんど立ち会わず、②仮入部生に対し直接指導することもせず、③上級生に練習の実施をほぼ任せ指導監督を怠っていた事実が明らかとなったため、第一審判決は顧問教諭に注意義務を怠った過失がある旨、認定した。

仙台高裁も、竹刀の用途形状を考慮すれば、相当程度の危険性を否定できないところ、仮入部生の中には、竹刀の危険性もわきまえていない生徒がいることが十分予想されるのであるから、事故が発生する可能性を十分予見できたと述べ、顧問教諭の過失を認定した。

本判決は、①指導教諭として実際に練習に立ち会う重要性、②技量が劣る者が混在している場合には、レギュラー部員のための練習とは異なり、特段の配慮が必要であることを強調しているものといえよう。

(20) 私立高校生がサッカー競技大会の試合中に落雷により負傷した事案

(高松高裁、平成 20 年 9 月 17 日、平 18 (ネ) 97 号)

(土佐高サッカー訴訟・差戻し後控訴審)

本件は、土佐高校に在籍し、サッカー部に所属していた高校生が、同校の課外のクラブ活動の一環として大阪府で開催されたサッカー競技大会に参加していた際に出場した試合の開始後間もなく落雷を受けた事故に関し、同校サッカー部の引率者兼監督であった教諭及び大会の主催者であった財団法人の担当者には落雷を予見して回避すべき安全配慮義務を怠った過失があるなどとして、母らとともに、学校法人らに対し、債務不履行又は不法行為（民法 715 条の使用者責任）に基づき、損害賠償を請求した事案である。

第一審判決は高校生らの請求をいずれも棄却し、差戻前控訴審判決（高松高裁）が高校生らの控訴を棄却した。

高校生らが上告受理の申立てをしたところ、最高裁第二小法廷（平成 18 年 3 月 13 日）¹³

¹³ 上條醇「私立高等学校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について引率者兼監督の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があるとされた事例」『平成 18 年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊、1245 号、68 ページ）参照

は、①落雷による死傷事故は決して稀なこととはいえないこと（平成5年から平成7年の3年間で26件発生し、13人が死亡している）、②被害の多くが死亡又は重体という重大なものであること、③雷鳴や雷光という分かりやすい徴候があること、④屋内に待避することで簡単に逃れることができること、⑤このような落雷に関する知見が常識的なものであるといえること（落雷事故を予防するための注意に関しては、多くの文献に運動場に居て雷鳴が聞こえるときには遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの趣旨の記載が存在していた）から、引率者兼監督（教諭）の落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反（雷鳴が聞こえ放電が目撃されたにもかかわらず避難の指示をしなかった）を認定し、引率教諭が落雷事故発生の危険を具体的に予見していたとすれば、どのような措置を執ることができたか、その措置を執っていたとすれば、落雷事故の発生を回避することができたか（結果の回避可能性）について、更に審理を尽くさせるために、原審に差し戻した。

破棄差し戻し後の控訴審は、落雷事故発生の予見可能性及び予見義務について上告審判決と同様の判断を示した上、次のように結果の回避可能性を肯定した。

すなわち、落雷事故の発生したグラウンドにおいては、その外周に存するコンクリート製柱を中心とする半径8メートル（その高さに相当する）の円内で、かつ、柱から2メートル程度以上離れた部分が避雷のための保護範囲となり、この範囲内にとどまる限り、落雷の直撃に遭う危険性はかなりの程度軽減されることが明らかであり、また、コンクリート製柱は同広場の外周の東側、北側、西側に10ないし11メートルの間隔をもって合計50本が存在していたことからすると、これにより形成される保護範囲は相当広範囲に及び、試合開始直前同広場にいた約200名の生徒ら全員が一時的にしゃがむなどしてとどまり、避雷する場所としては十分な面積があったものといえることができ、引率教諭としては、少なくとも当面自校の生徒らを上記保護範囲に避難させ、姿勢を低くした状態で待機するよう指示した上、同試合の対戦相手の監督であり、同グラウンドの会場担当者であった者に対し、試合の延期や中止の場合の通例に従って、落雷の危険が去るまで同試合の開始を延期することを申し入れて協議をし、他校の生徒らについても同様に保護範囲に避難させるなどの措置を執り、天候の変化に注目しつつ、更に安全空間への退避の方法についても検討するなどの措置を執ることが可能であり、そうしていれば同試合開始後間もなく発生した本件落雷事故を回避できたものといえるとの判断を示した¹⁴。

したがって、引率教諭には、落雷事故発生の回避のための措置を執ることなく、漫然と同試合に高校生を出場させ、その結果落雷事故に遭わしめた過失があり、学校法人は、本件落雷事故について、引率教諭の使用者として、民法715条に基づき不法行為責任（使用

¹⁴ 判例タイムズ1280号、72ページ参照

者責任)を負うものと判示した。

なお、本判決は大会主催者の会場担当者の教諭についても引率者兼監督の教諭と同様の予見義務と結果回避可能性を認めている。

本判決(上告審、破棄差戻し後の控訴審)の意義は、課外のクラブ活動中の落雷事故に関して、引率教諭の安全配慮義務違反を初めて明らかにした点にある。最高裁が引率教諭に求める安全配慮義務の水準は相当に高いものというべきであり、また、最高裁は天災のような比較的予見が難しい事故であっても、簡単には予見可能性を否定しないという立場を採ってきたものと考えられる¹⁵。

(21) 市立中学校で柔道部活動中に急性硬膜下血腫の障害を負い植物状態になった事案

(福島地裁郡山支部(確定)、平成21年3月27日、平18(ワ)283号)

福島地裁郡山支部は、柔道部顧問である教諭及び柔道部副顧問である講師について、①日ごろから必ずしも十分に本件柔道部の練習に立ち会っていない、②部員の個々の技量に応じた安全対策も講じていない、③脳内出血の原告の安全に特に配慮を払わないまま、漫然と通常の練習に復帰させ、更に試合にも出場させた事実を認定し、顧問教諭らには、生徒に対する安全配慮義務を怠った過失があり、過失を総合すればその程度は極めて重大なものであると判示した。また、本判決は、生徒に対する安全配慮を怠ったまま、柔道部の指導を行っていたことを放置した中学校の管理職らに監督過失があることも明らかであると述べている。

さらに、後遺障害を負ったことは、被告市との関係では、予見することができない特別事情によって生じた損害とはいえないから、被告市側の過失行為と原告が負った重篤な後遺障害との間には相当因果関係があり、市に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を、県に対し同法3条1項¹⁶に基づく損害賠償等を認めた。

本判決により、①指導教諭が実際に練習に立ち会うこと、②生徒の体力差・体格差に応じた練習法、③本人の既往病歴を把握すること、④校長など学校管理職の職責の重要性が確認される。

¹⁵ 前掲「私立高等学校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について引率者兼監督の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があるとされた事例」

¹⁶ 県費負担教員の不法行為について、県が損害賠償の責に任ずる規定

4 安全配慮義務を尽くすためのチェックポイント

上記判決に記載された課外クラブ活動中の事故の教訓を踏まえ、顧問教諭や校長等が安全配慮義務を尽くすためのチェックポイントをまとめると、次表のとおりとなる。

●練習の計画・方法

チェックポイント	関連する判決（事案）
・指導教諭として実際に練習に立ち会っているか ¹⁷ (上級生などにまかせきりではないか)	8、19、21
・練習に際し段階的な指導方法を採用しているのか	7、8
・本人の体力差、体格差に応じた練習法であるのか	17、18、21
・気象条件などの外部環境に対応した練習方法であるのか (例：水分の補給、通風、適切な休養など)	10、12、13、15、18

●学校の安全管理体制

・当該競技で必要とされるルールを遵守しているのか	8、9
・設備・用具に安全上の不具合がないか定期的な点検を実施しているのか	3、6
・練習時に適切な監視体制・救護体制を構築しているのか	4、7、10、12、13、15
・本人の既往病歴を把握しているのか	12、21
・本人が体調の不具合を申告できる雰囲気であるのか	10、13
・(大学生のように)成人と同様な判断能力を本人が持っているのか	2、5、6、15
・校長などの管理職は安全管理上有益な情報を校内に伝達しているのか (学校組織全体としての安全の確保に努めているのか)	5、9、18、21
・競技主催者らによる監視・監督の体制が十分とは言えない状況においては、引率教諭等に相当高度な安全配慮義務が求められる場合がある	16

●指導者に相応しい能力

・指導教諭に要請される科学的知見を(事故当時の水準で客観的にみて)有しているか	7、10、13、17、18、20
・熱中症、脳梗塞などの疾病に特有な兆候を(専門医ではなく体育の指導者として)見逃していないか	10、15

¹⁷ ただし、常時の立ち会いまでは求められているものではない。

●安全配慮義務が高まる場合（特段の事情に当たる可能性）

・同一の練習区域で複数の種類の練習を行っているのか	14
・レギュラー部員のみでの練習かそれ以外の（初心者など技量が劣る）者が混在しているのか	8、19
・通常の練習よりも大人数で練習する場合、監視体制を強化しているのか	プールの授業中に小学一年生が溺死した事案（東京地裁、平成14年3月27日、平13（ワ）1341号）

なお、クラブ活動の性質・内容とは関係のない「生徒間の悪ふざけ、いたづら」に起因する事故については、特段の事情がない限り、部員らの動向を常時監視・監督していなかったとしても、安全配慮義務を怠った過失はない（事案11）。ただし、「生徒間の悪ふざけ、いたづら」に違法性がある場合には、顧問教諭等の安全配慮義務の有無が争点になる（事案5）。

また、学生・生徒本人の特異体質に起因した事故の場合には、顧問教諭等に①予見可能性がなく安全配慮義務違反はない、②安全配慮義務違反はあるが顧問教諭等の過失と結果（例：生徒の死亡）との相当因果関係がないと認定され、結果の回避可能性がないとされる場合がある（事案15、17）。

5 おわりに

課外のクラブ活動中の事故に関しては、被害者救済の必要性がある一方、課外のクラブ活動が元来生徒により自発的かつ自主的に行われるものであって正規の授業内における活動ではないこと、それが通常は教師の勤務時間外に行われるものであること、さらに課外の部活動の学校教育法上ないし労働法上の位置づけやその指導に当たる教職員の勤務条件の法制は不明確であることを考慮すれば、引率教諭への過度の負担は、クラブ活動そのものを萎縮させる結果となり、引率教諭の安全配慮義務違反についての判断は、難しい問題であるといわれている。

本稿においては、部活動と呼ばれる体育クラブ活動に関する平成10年以降の事例を中心に、判例にみられる指導教諭や校長等の安全配慮義務の認定基準を探ろうとしたものである。顧問教諭や校長等が安全配慮義務を尽くすためのチェックポイントを取りまとめた。学校事故防止のため、安全で活力ある体育クラブ活動のため、学校関係者にとって微力ながら役立てば幸甚である。

参考文献

阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』（有斐閣、2009年）

市川須美子『学校教育と教育法』（三省堂、2007年）

宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』（有斐閣、2006年）

坂田仰『スクール・リーガルマインド 法規に基づく学校運営と説明責任』（学事出版、2006年）

日野一男編著『学校教育から子どもを守る－判例に学ぶ教師の実践マニュアル』（農山漁村文化協会、2006年）

坂田仰、星野豊編著『学校教育の基本判例』（学事出版、2004年）

小柳雅子「学校事故の解決における損害賠償制度と裁判の役割と限界－学校教育活動が有する特性に着目して－」筑波大学大学院人間総合科学研究科教育学専攻編『教育学論集』（第5集、2009年、1～22ページ）

長尾英彦「熱中症事故と損害賠償責任－学校の課外クラブ活動中の事故の場合－」中京法学会編『中京法学』（第43巻第2号、2008年、263～284ページ）

長尾英彦「落雷事故と損害賠償責任－学校の課外活動中の事故を中心に－」中京法学会編『中京法学』（第42巻第1・2号、2007年、1～21ページ）

中村敏昭「学校事故に関する損害賠償責任の諸問題」城西大学編『城西大学経済経営紀要』（第4巻第1号、1980年、75～105ページ）

上條醇「私立高等学校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について引率者兼監督の教諭に落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務の違反があるとされた事例」『平成18年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊、1245号、68ページ）

檜山麻子「市立中学校の生徒が課外クラブ活動としての柔道部の回し乱取り練習中に負傷した事故について顧問教諭に指導上の過失がないとされた事例」『平成10年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊、1005号、116ページ）

増永謙一郎「幼児が公の営造物を設置管理者の通常予測し得ない異常な方法で使用して生じた事故につき設置管理者が損害賠償責任を負わないとされた事例」『平成6年度主要民事判例解説』（判例タイムズ臨時増刊、882号、126ページ）